

# 配偶者控除適用拡大の先に

～配偶者控除適用拡大では解消しない就労の壁～

経済調査部 主任エコノミスト 柵山 順子(さくやま じゅんこ)



## 要旨

- 配偶者控除の改革議論が高まってきた。当初案では、夫婦控除という税額控除を導入する案が主張されていたが、執筆時点では配偶者控除の適用拡大で議論がまとまる可能性が高そうだ。本レポートでは現行の配偶者控除の問題点を確認するとともに、配偶者控除適用拡大のメリット、デメリットを整理したい。
- 現行の配偶者控除の問題点として、①就労の壁、②公平性、③高所得者優遇、の3点が挙げられる。配偶者控除の適用拡大が実施された場合、対象世帯では配偶者収入が103万円以上の場合、現行制度下よりも世帯可処分所得が増加する。しかし、3つの問題点はいずれも解消されない。
- 現行の配偶者控除が抱える最大の問題として指摘される就労の壁を解消するには、①家族手当制度の見直し、②社会保険制度の見直し、③保育所などの働ける環境整備、④地域コミュニティなど社会体制の整備が必要であり、税制度のみを改正して解決できる問題ではない。
- 一方、人口減少による人手不足は待たなしの状況であること、少子化対策の観点からも共働き支援が必要であることなどを考えると、今回の配偶者控除拡大議論が、単なる減税とならず、こうした一連の問題における改革の後押しとなることが重要である。

## 1. 再び高まる配偶者控除議論

人口減少下、女性労働力増大を目的に配偶者控除の改正が議論されている。人口減少による人手不足感が高まる中、また、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回る中、税のみならず社会が変化を求められていることを反映した動きといえよう。

今回の議論では、当初案として『夫婦控除』の導入が上がっていたが、執筆時点では『配偶者控除適用拡大』が採用される可能性が高そうである。そこで、本稿では、現行の配偶者控除が抱える問題点を確認し、配偶者控除適用拡大が採用された場合に問題解消に繋がるのか見て行きたい。

## 2. 配偶者控除の抱える問題点

現状の配偶者控除が抱える問題点として、①就労の壁、②公平性、③高所得者優遇、の3点を挙げたい。

### (1) 就労の壁

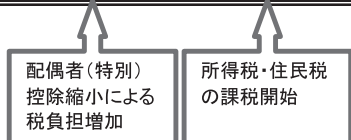
一つ目は、今回の議論でも大きく取り上げられている配偶者控除が「就労の壁」になっている点だ。就労の壁になる要因としては、「世帯主の手取り減少」、「配偶者自身への課税開始」、「家族手当の支給停止」の3つが挙げられる。配偶者控除は、配偶者の収入が103万円を超えると配偶者特別控除に切り替わり、配偶者の収入増加に伴って、世帯主の収入から控除される額が縮小するようになる。そのため、配偶者の収入が103万円を超えると配偶者収入の増加に伴って世帯主の手取り収入が減少する。仮に世帯主(夫)の給与収入を500万円とした場合、配偶者(妻)の収入が5万円増加した場合の、各手取り収入の変化を見たのが資料1である。配偶者の収入が90万円から95万円に増加した時には、夫の手取りに変化はなく、妻の手取り、世帯の手取りは5万円まるまる増加する。しかし、同じ5万円の増加でも、配偶者控除(配偶者特別控除)の影響で100万円から105万円に増加した時には、夫の手取り収入は減少する。配偶者の収入増に対し、夫の手取



**資料1 世帯手取り収入の変化(万円)**

	手取り額			
	夫	妻	世帯	
妻収入	90.0	401.6	90.0	491.6
	95.0	401.6	95.0	496.6
増加額	5.0	0.0	5.0	5.0

妻収入	100.0	401.6	99.3	500.9
	105.0	401.4	103.7	505.1
増加額	5.0	-0.2	4.4	4.2



(出所)筆者作成 (注)夫は給与収入500万円とする

り減少は小さいため、世帯ベースで見れば所得は増大するのであるが、夫の手取り減少を嫌い就労調整をする人は多い。また、配偶者の収入が103万円を超えると、配偶者本人にも課税が始まるため、5万円収入が増えても手取りは4.4万円しか増えなくなる。この配偶者本人への課税を嫌い就労調整する人も多い。また、資料2にあるとおり、現在でもおよそ7割の企業で採用されている家族手当で、4割の企業の支給要件が配偶者の収入が103万円未満であることになっている。家族手当の支給中止を考慮すると、世帯ベースで見ても手取り収入が減少することになるため、やはり就労調整の要因となる。こうした要因を背景に、配偶者控除を全額利用できる103万円未満に就労を調整する女性は非常に多い。労働力不足が生じる中で、これは大きな無駄となっており、今回の議論もここが一番の問題点とされている。

**(2) 人的控除の公平性**

配偶者控除の抱える二つ目の問題点は、控除の公平性である。通常、基礎控除、扶養控除などの人的控除は一人にひとつとなっている。世帯主の夫と収入のない妻であ

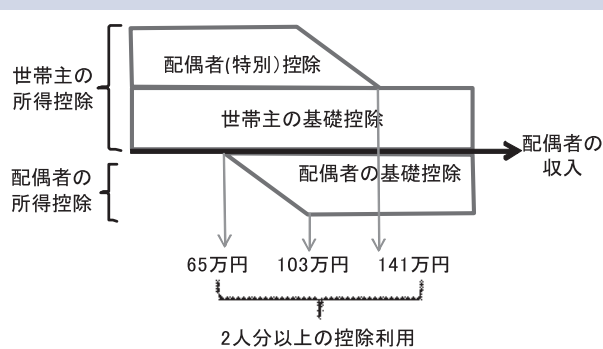
**資料2 民間企業における家族手当の支給状況**

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の収入による制限がある	収入制限の額		
			103万円	130万円	その他
76.5%	69.1%	58.6%	40.4%	15.1%	3.2%

(出所)人事院「職業別民間給与実態調査」より筆者作成  
(注)四捨五入の関係で合計が一致しないことがある

れば、夫が自身の基礎控除と配偶者控除を利用し、収入のない妻は控除を一切利用しないため、二人で2つの控除を利用していることになる。共働きの夫婦であれば、夫婦ともに自身の基礎控除を利用するため、やはり二人で2つの控除を利用していることになる。ところが、世帯主の夫と年収100万円の妻の場合、夫が自身の基礎控除と配偶者控除を利用する上に、妻は自身の基礎控除を利用することになり、二人で3人分の控除を利用することになる。これは公平とは言えない。

**資料3 基礎控除と配偶者控除のイメージ**



(出所)筆者作成

**(3) 高所得層優遇**

三つ目の問題点は、配偶者控除が所得控除であるために、高所得層ほど減税効果が大きくなることである。所得税は累進課税となっており、所得の増加とともに税率が



高くなる。例えば、世帯主の夫の給与収入が300万円の場合、配偶者控除による減税効果は38万円×5%で年間1.9万円に過ぎないが、世帯主の給与収入が800万円の場合、減税効果は38万円×20%で7.6万円になる。なお、所得税の最高税率は45%であり、最大で17.1万円の減税効果となる。このように、高所得層ほど減税効果が大きという点が、所得再分配の観点から問題とされている。

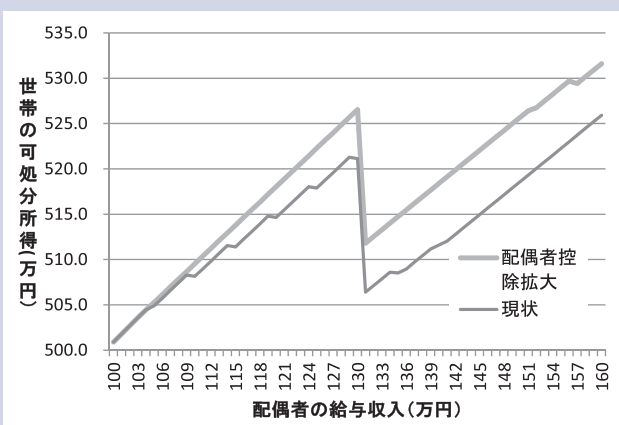
### 3. 配偶者控除適用拡大で何が変わるのか

今回議論されている配偶者控除の適用拡大とはどういう改正なのか、確認してみたい。執筆時点では、配偶者控除の適用範囲を現行の103万円からどの程度引き上げるのか、引き上げる際に税収中立を維持するために年収制限をつけるのか、など細かい点が決まっていない。ここでは一旦、150万円まで引き上げられるものと仮定し、改定のメリットデメリットを確認したい。

改定された場合の世帯可処分所得の変化を見たのが資料4だ。ここでは、住民税における配偶者控除も同様に引き上げられ、世帯主の給与収入が500万円とする場合の配偶者の給与収入別世帯可処分所得をグラフにした。現行制度と比較すると、減税額の増加により世帯可処分所得は最大で7万円程度増加することが見込まれる。また、資料1で指摘した配偶者収入100万円から105万円への変化における壁も、資料5の通り世帯主部分については解消する。このように、配偶者控除の適用範囲を拡大すると、対象世帯のうち配偶者収入が103万円以上の世帯で可処分所得が増加する。

では、配偶者控除の適用拡大は前述の3つの問題点を解消しうるのだろうか。結論から言えば、解消されるとはいいがたい。まず、就労の壁についてであるが、前述の通り、就労の壁になる要因としては、「世帯主の手取り減少」、「配偶者自身への課税開始」、「家族手当の支給停止」の3つが挙げられる。このうち、「世帯主の手取り減少」は解消されるが、「配偶者自身への課税開始」は変化が無く、「家族手当の支給停止」については税制のみでは対応できない。「世帯主の手取り減少」を嫌い調整していた世帯には効果があるが、それも106万円、もしくは130万円の社会保険の壁まで壁が遠ざかるに過ぎない。その他、公平性については現行制度から変わらない。高所得者優遇につ

資料4 世帯手取り収入の変化(万円)



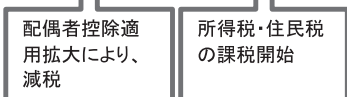
(出所)筆者作成  
(注)本試算では、配偶者特別控除の適用範囲が現行の配偶者収入103万円~141万円から150万円~188万円にシフトするものと仮定し、夫は給与収入500万円とした

資料5 世帯手取り収入の変化(万円)

	手取り額			
	妻	夫	妻	世帯
妻収入	90.0	401.6	90.0	491.6
	95.0	401.6	95.0	496.6
増加額	5.0	0.0	5.0	5.0

妻収入	100.0	401.6	99.3	500.9
	105.0	401.6	103.7	505.3
増加額	5.0	0.0	4.4	4.4



(出所)筆者作成



いては新制度の所得制限次第となる。ただし、配偶者控除が所得控除という形式をとる限り、対象世帯の中では高所得層の方が有利という状況に変化はないため、高所得者優遇についても解消されるとは言いにくい。

総じて見れば、配偶者控除適用拡大により、配偶者が103万円以上働いたときの世帯可処分所得は増加するが、そもそもの配偶者控除の問題点解消にはつながらない。

#### 4. 広く社会の再構築が必要

現行の配偶者控除が抱える最大の問題として指摘される就労の壁を解消するには、①家族手当制度の見直し、②社会保険制度の見直し、③保育所などの働ける環境整備、④地域コミュニティなど社会体制の整備が必要であり、税制度のみを改正して解決できる問題ではない。

家族手当については、同一賃金同一労働の原則からも外れるものであり、就労に結びつかない手当は、正規非正規間の格差の要因ともなりやすい。各企業や労働組合は、家族手当の支給要件だけでなく、在り方自体を見直すことが必要になってくる。

社会保険制度については、保険料を負担したものが、それに見合う受益を受けることが原則である。少子高齢化の進展が続く中、支え手の確保という観点からは、今年10月に実施された厚生年金および健康保険の適用拡大のように、世帯主の扶養として保険料納付を免除されている第3号被保険者枠を縮小するような制度改正が必要となるだろう。また、配偶者自らが年金加入することは、自身の老齢厚生年金受給を通じて、老後の世帯収入を増やすことになる。制度の公平性、安定性という観点からも、加入者の老後の安心感という観点からも社会保険加入を後押しするような枠組みを検討していく必要がある。そういう点からは、社会保険加入を条件とした税額控除の

付与や、保険料率を固定ではなく逡増性にするなど、壁をなくす制度設計が求められる。

こうした就労に中立的な制度を作るとともに必要なのが働ける環境整備である。保育所整備、介護サービス、職業訓練など、働くことが難しい人の障害を取り除くサービスの提供が必要となる。合わせて、PTAをはじめとする学校運営や地域コミュニティにおいては、専業主婦による無償の労働力提供が前提となっている。共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回る中、こうした社会の仕組みも変更していかなければ、一部の専業主婦に負担が偏重するか、コミュニティが崩れることになるだろう。こうした専業主婦を中心とした無償の労働力提供を軽視するのではなく、仕事をしながらも参加できるような形に変えていくことがコミュニティの安定、持続に繋がるだろう。

一方、人口減少による人手不足は待ったなしの状況である。国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、現在7,592万人いる生産年齢(15~64歳)人口は今後毎年70万人、およそ1%ずつ減少していく。これを和らげるには、労働力率の引き上げに加え、就労調整をなくし貴重な労働力を有効に活用することが重要である。また、人口減少と表裏一体であるが、少子化対策もまた待ったなしの状況である。賃金が上昇しにくい現状では、世帯所得の伸び悩みが出産の大きな抑制要因となっている。その解決には、共働きを可能とする環境作りが有効であり、少子化対策の観点からも共働き世帯への支援が急務である。

このように、女性の就労調整には、税だけでなく、企業の給与体系、社会保険制度、支援体制、社会の仕組みなど、さまざまな面での改革が必要であるにもかかわらず、残された時間は少ない。今回の配偶者控除拡大議論が、単なる減税とならず、こうした一連の問題における改革の後押しとなることが重要である。